ACSES ニュースレター_２４７０号（2023 年 3 月 13 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（16 頁）―

□［特集］新型コロナウイルス感染症
［状況］
◇省庁発表
◇マスコミ報道
［対策・予防］
◇新型コロナ「5 類」変更後の感染対策に「5 つの基本」専門家会合〈放送報道〉
◇【詳しく】コロナ「5 類」変更後 身近な感染対策はどう変わる？〈放送報道〉
◇新型コロナ 5 類移行後の医療費負担や医療体制 見直し方針公表〈放送報道〉
◇マスク着用、13 日から個人判断　医療機関、混雑時電車は推奨〈Web 報道〉
◇来店・乗車、マスクなしＯＫ　従業員は継続、１３日から緩和―新型コロナ〈Web 報道〉
◇やっぱりマスクはやめられない？　１３日緩和、需要根強く〈Web 報道〉
◇自治体「窓口は着用」多く　１３日以降のマスク対応〈Web 報道〉
◇国内主要企業、入社式「マスク着用」３割　集団感染を警戒〈Web 報道〉
◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 19 号）〈官報〉
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等

瑠璃雛菊（ルリヒナギク、ブルーデージー）

****

□ *［特集］新型コロナウイルス感染症*

［状況］

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和５年３月 12 日版）
＜厚生労働省　2023 年 3 月 12 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31858.html
・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について　（検疫）
＜厚生労働省　2023 年 3 月 12 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31859.html
―――――

◇進む正常化、終息は見えず　新型コロナ「パンデミック」３年―感染７．６億人、死者６８６万人
＜時事ドットコム　2023 年 3 月 12 日＞
https://www.jiji.com/jc/article?k=2023031000796&g=int
――――――――――――――――――

［対策・予防］

◇新型コロナ「5 類」変更後の感染対策に「5 つの基本」専門家会合

＜NHK　2023 年 3 月 8 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230308/k10014001231000.html

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけがことし 5 月に「5 類」に変更されたあとでも求められる身近な感染対策について、厚生労働省の専門家会合のメンバーらが新たな見解の案をまとめました。3 年前に「新しい生活様式」として示された人との間隔を 2 メートル空けるなどといった対策を改め、体調に不安がある時の自宅での療養やその場に応じたマスクの着用などを「5 つの基本」として示しています。

厚生労働省の専門家会合のメンバーらがまとめた新たな見解の案では、感染対策の「5 つの基本」として

▽「体調不安や症状があるときは自宅で療養するか医療機関を受診すること」

▽「その場に応じたマスクの着用やせきエチケットの実施」

▽「3 密を避けることと換気」

▽「手洗い」

▽「適度な運動と食事」

を挙げています。

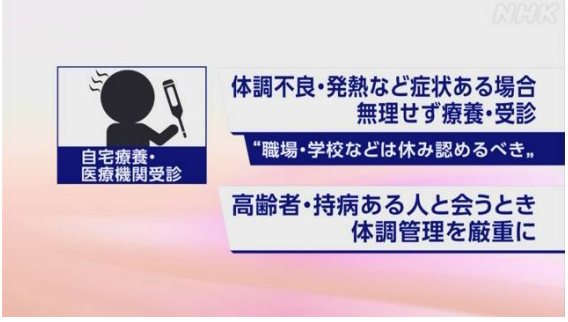

この中では、体調不良や発熱などの症状がある場合には無理せずに自宅で療養したり医療機関を受診したりするとしていて、職場や学校などは休むことを認めるべきだとしています。

そして、特に高齢者や持病のある人と会うときは体調管理を厳重にするよう求めています。

また、マスクの着脱については地域の感染状況や周囲の混雑の状況、空間の広さ、その場にいる時間、それに目の前にいる人の重症化リスクなどを考慮して判断し、外出時はマスクを持ち歩き、着用が呼びかけられる場面では着けるとしています。

さらに、日常の生活習慣として手洗いを続けるよう求めていて、食事の前、トイレのあと、家に帰ったときには 20 秒以上かけて流れる水とせっけんで、もし、せっけんがない場合も同じくらいの時間をかけて丁寧に洗うとし

ています。
身近な感染対策については 2020 年 5 月に当時の政府の専門家会議が「新しい生活様式」として、人との間隔は 2 メートル空ける、会話をする際は可能なかぎり真正面を避けるなどといった対策を示し、政府の基本的対処方針にも盛り込まれてきましたが、専門家会合のメンバーらは現在では必ずしも適当とは言えないものもあるとして、今回、抜本的に改めたとしています。
見解の案は 8 日開かれる厚生労働省の専門家会合で示される予定です。

◇【詳しく】コロナ「5 類」変更後 身近な感染対策はどう変わる？
＜NHK　2023 年 3 月 8 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230308/k10014002291000.html
新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけがことし 5 月に「5 類」に変更されたあとでも求められる身近な感染対策について、厚生労働省の専門家会合のメンバーらが新たな見解をまとめ、「5 つの基本」として示しました。
身近な感染対策については最初の緊急事態宣言が出されていた 2020 年 5 月に当時の政府の専門家会議が「新しい生活様式」を示していましたが、今回はこれを抜本的に改めています。
何が変わり、何が引き続き求められるのか、整理してまとめました。
新たに示された「5 つの基本」

厚生労働省の専門家会合のメンバーらが新たにまとめた「5 つの基本」は、「体調不安や症状があるときは自宅で療養するか医療機関を受診すること」、「その場に応じたマスクの着用やせきエチケットの実施」、「3 密を避けることと換気」、「手洗い」、「適度な運動と食事」です。
では、私たちの具体的な対策は、「これまで」と「これから」でどのように変わるのか、場面ごとにみてみます。
人との間隔

人との間隔　NHK

これまで	今後
できるだけ2m 最低でも1mあける	具体的な距離の記載なし
真正面で対面での会話を 極力避ける	
「3密」の回避	「3密」の回避

人との間隔について 2020 年の「新しい生活様式」ではできるだけ 2 メートル、最低でも 1 メートル空けることや真正面で対面しての会話はできる限り避けること、そして密集・密接・密閉の「3 密」の回避が求められていました。
また、買い物は 1 人または少人数ですいた時間を選ぶ、娯楽やレジャーについては予約制を利用してゆったりと、公園はすいた時間・場所を選ぶ、公共交通機関の利用についても混んでいる時間は避ける、徒歩や自転車利用も

併用するなどといったことが推奨されていました。
今回の見解では、人との間隔について具体的な距離の記載がなくなったほか、買い物や娯楽、レジャーといった場面ごとには示されていません。
ただ、密閉・密集・密接の「3 密」の回避は換気とともに引き続き有効な対策で、特に不特定多数の人がいる場面は人との間隔を空け、すいている時間帯や場所を選ぶことで感染症のリスクを下げられるとしています。
マスク着用

マスク着用 NHK

これまで	今後
外出時など着用呼びかけ	その場に応じた着用 ・地域の感染状況 ・周囲の混雑の状況 ・空間の広さ ・その場にいる時間 ・目の前にいる人の重症化リスク などを考慮して判断

マスクの着用について 2020 年の「新しい生活様式」では外出時や屋内で会話するとき、人との間隔がとれない場合は症状がなくてもマスクを着用することが呼びかけられていました。
今回の見解では「その場に応じたマスクの着用」としていて、マスクをつけるかどうかは、地域の感染状況や周囲の混雑の状況、空間の広さ、その場にいる時間、それに目の前にいる人の重症化リスクなどを考慮して判断し、外出時はマスクを持ち歩き、着用が呼びかけられる場面では着けるとしています。
移動

移動 NHK

これまで	今後
流行地域からの移動や 流行地域への移動を控える	言及なし
誰とどこで会ったか メモにする	

移動に関して 2020 年の「新しい生活様式」ではコロナの流行地域からの移動、流行地域への移動はともに控えること、発症したときのため、誰とどこで会ったかメモにするなどとしていましたが、今回は移動について場面を示して呼びかけられていることはありません。
食事やイベントなど
ほかにも 2020 年の「新しい生活様式」では食事は対面ではなく横並びで、大皿料理は避ける、イベントなどに参加するときには接触確認アプリを活用するなど日常生活の細かい場面ごとに対策のための行動が呼びかけられていましたが、今回の見解ではこうした具体的な場面について示されていることはありません。
変わらない呼びかけも

一方で、今後も変わらず重要だとしている対策もあります。
手洗いについては、食事の前やトイレのあと、帰宅時などは 20 秒から 30 秒かけて流れる水と石けんで、もし、石けんがない場合も同じくらいの時間をかけて丁寧に洗うとしているほか、適切な手指消毒薬の使用も可能だとしています。
また、体調に不安があるときや発熱などの症状があるときは無理をせず自宅で療養し体調がよくなければ医療機関を受診することを呼びかけています。
さらに、職場や学校などは体調不良のときに休暇を取得しやすい環境を整えるべきで、高齢者や持病のある人など重症化リスクの高い人と会うときには体調管理をより厳重にすることも呼びかけています。
――――――――――――――――――

◇新型コロナ 5 類移行後の医療費負担や医療体制 見直し方針公表
＜NHK　2023 年 3 月 10 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230310/k10014004751000.html
新型コロナの感染症法上の位置づけが 5 類に移行したあとの医療費の負担や医療提供体制について、厚生労働省は、無料となっている検査や外来診療の費用を患者の自己負担とすることや、幅広い医療機関で患者を受け入れてもらうことを柱に、見直しを行う方針を公表しました。
厚生労働省は 10 日、新型コロナの感染症法上の位置づけが 5 月 8 日に「5 類」に移行したあとの医療費の負担や医療提供体制について、具体的な方針を明らかにしました。
それによりますと、現在は公費で賄われ、窓口負担が無料となっている医療費のうち、検査や、陽性が判明したあとの外来診療の費用は、自己負担に見直します。
ただ、急激な負担の増加を避けるため、高額な治療薬は引き続き公費で無料とし、入院費は、原則として自己負担を求めるものの、月に最大 2 万円を軽減する措置を設けるとしています。負担の増加を避けるための措置はそれぞれ 9 月末まで継続し、その後、感染状況などを踏まえ、延長するかどうか検討するということです。
一方、医療提供体制については、幅広い医療機関で受診ができる体制を目指して、来年 4 月までに段階的に移行を進めていくとしています。
具体的には、外来診療については、季節性インフルエンザの検査をシーズン中に 1 人でも行った全国のおよそ 6 万 4000 の医療機関で受け入れる体制を目指し、入院については、およそ 8200 あるすべての病院で受け入れる体制を目指すとしています。また、医療機関に支払われる診療報酬は、入院の際に加算していた特例措置を縮小します。
現在、保健所などが行っている入院調整については、原則、医療機関の間で行う仕組みに段階的に移行するとしています。
厚生労働省は、都道府県ごとの医療体制の移行計画を来月中に策定してもらう方針です。
加藤厚労相「円滑な移行に向け取り組みたい」
加藤厚生労働大臣は記者会見で「現在対応してもらっている医療機関には引き続きお願いし、新たな医療機関にも対応をお願いできるような支援措置を実施して、医療体制の拡大を図っていきたい」と述べました。
そのうえで「来週以降、都道府県などを対象にした説明会を開催し、現場の意見を聞きながら、運用の詳細を詰めていくなど、丁寧に対応していきたい。国と地方自治体が一体となって　国民の理解と協力を得ながら、円滑な移行に向けて取り組んでいきたい」と述べました。
また、新たな変異株の出現など、科学的な前提が異なった状況になれば、新型コロナが発生したときと同じよう

に、一時的に対策を強化する考えを示しました。

◇マスク着用、13 日から個人判断　医療機関、混雑時電車は推奨

＜共同通信　2023 年 3 月 11 日＞　https://www.47news.jp/news/9047512.html

新型コロナウイルス対策としてのマスク着用が 13 日から個人の判断に委ねられる。5 月 8 日の「5 類」引き下げを前に、マスクルール緩和は政府が掲げる「平時への移行」の象徴となっており、着用が当たり前となった日常生活に変化が起きそうだ。ただ医療機関や混雑した電車では今後も着用が推奨されており、場面に応じた対応が必要となる。また学校は 4 月 1 日から着用を求めないことが基本となる。

現在、マスクは基本的な感染対策の一つとして、屋内では原則着用が求められている。政府は 2 月、個人で判断する材料にしてもらうため、通勤ラッシュ時の電車やバスに乗る時、医療機関や高齢者施設を訪れる際など着用を推奨する場面をまとめた指針を公表した。

高齢者や持病があるなど重症化リスクが高い人が混雑した場所に行く際にも自分を守るために着用を勧める。一方で全員の着席が可能な新幹線や高速バスでは外してもよいとした。

学校では 4 月の新学期から基本的に着用不要。ただ着用を希望する人への配慮や、換気などの対策を求める。4 月 1 日以前の卒業式も、生徒や教職員は着用しなくてもよい。

◇来店・乗車、マスクなしＯＫ　従業員は継続、１３日から緩和―新型コロナ

＜時事ドットコム　2023 年 3 月 12 日＞

https://www.jiji.com/jc/article?k=2023031100403&g=cov&p=20230311at35S&rel=pv

新型コロナウイルス対策のマスク着用が、１３日から屋内外を問わず個人の判断に委ねられる。これを踏まえ、小売りや運輸、娯楽施設運営などの各社は同日以降、顧客にマスク着用を求めない方針だ。ただ、感染を懸念する顧客への配慮から、接客する従業員は着用を継続する社も少なくない。

高島屋や松屋など大手百貨店は１３日、来店客に対するマスク着用要請をやめ、着用を求める掲示物は内容を変更する。ローソンなどコンビニエンスストア各社やイオンもほぼ同様の対応。ＪＲ東日本など主な鉄道各社は、電車内や駅構内で着用を呼び掛けるアナウンスを取りやめる。

ただ、従業員については、「お客さまや従業員自身の安心・安全のため着用を継続する」（三越伊勢丹ホールディングス）との考えが多数派。消毒液や検温器、ビニールカーテンなどもそのまま残りそうで、コンビニ関係者は、「（コロナの感染症法上の位置付けが変わる）５月までは、店の景色はほとんど変わらない」と話す。

一方、東京ディズニーランドなどを運営するオリエンタルランドは業界団体の指針変更に合わせ、従業員を含めて着用を個人の判断に委ねる。日本航空と全日本空輸も同様だ。

マスクを外す人が増えることで各社が懸念するのは、着用を続ける人とのトラブル。全国の映画館などで構成する全国興行生活衛生同業組合連合会は、「会話は周りの方にご配慮を」などとする短い動画を作製し、１３日以降、各館で映画上映前に流すという。野口彰事務局長は、「観客が互いを思いやって鑑賞できる環境をつくりたい」と話している。

◇やっぱりマスクはやめられない？　１３日緩和、需要根強く

＜時事ドットコム　2023 年 3 月 11 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2023031001036&g=eco

新型コロナウイルス対策のマスク着用が１３日から緩和される。屋内を含め個人の判断に委ねられるが、マスク習慣をやめることに不安を感じる人は少なくない。ファッションとして支持されているとの声も聞かれ、大手メーカーの調査では９割の人が着用の意向を示した。コロナ禍の「ニューノーマル」として定着したマスクの需要は、今後も根強く残りそうだ。

大王製紙が２月、全国の１０００人を対象に行った調査では、約９割が今後も場所や場面に応じて着用したいと回答した。「感染リスクは変わらない」「安心感がある」などが理由で、４人に１人は「いつも必ず着用したい」と答えた。

調査会社インテージ（東京）によると、昨年のマスク市場は２４７９億円で、コロナ前の２０１９年比約３倍。今年１月は前年同月比２割減となったが、同社の木地利光アナリストは「需要は縮小しているが底堅い」と指摘。

大王製紙も、「コロナ前の２倍程度の市場規模を維持するポテンシャルがある」と見る。

現在は使い捨てタイプが主流。特に顔の形がきれいに見える立体型は若い女性中心にファッションとして支持され、全体の約３割を占める。ユニ・チャームは「品質の高い製品を選ぶ人が増えている」として、機能性とともにデザイン性も重視したカラーマスクなどを拡充している。

一方、「脱マスク」によるチークや口紅などの売り上げ増に期待するのは化粧品メーカーだ。資生堂の魚谷雅彦会長兼最高経営責任者は「人々が外に出て行くので当然ポジティブ（な影響がある）」と指摘。コーセーも「コスメデコルテ」など各ブランドの販売促進を強化し、「攻めに転じる」（小林一俊社長）と意気込んでいる。

また、花王は２月、「ビオレ」から外出先での塗り直しに便利な新しい日焼け止めを発売。「お出かけ需要」の取り込みを図る戦略だ。

◇自治体「窓口は着用」多く　１３日以降のマスク対応

＜時事ドットコム　2023年3月11日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2023031100148&g=pol

新型コロナウイルス対策のマスク着用が１３日から屋内外問わず個人判断に委ねられるが、自治体の間では「住民に不安を与えないため」との理由で、窓口の職員に従来通り着用を求めるケースが多い。転出入などで役所の窓口は繁忙期に入っており、混乱を避ける目的もあるようだ。

政府の指針では、マスク着用を原則個人の判断に委ねる一方、医療機関や高齢者施設の訪問時などは着用を推奨している。総務省が７日付で自治体に出した通知では「執務室や会議室、窓口などで、職員や外来者に基本的に着用を呼び掛ける必要はない」としつつ、「感染対策上または職務上の理由などで着用を求めることは許容される」とも明記。自治体の独自判断を認めた。

大阪市の松井一郎市長は原則自己判断を強調した上で「市民が申請に来たとき（ノーマスクだと）不安がられることもある」と説明。窓口職員は当面の間、着用を続けるとした。青森市も窓口職員に着用を要請しており、転出入届などを扱う市民課の担当者は「３、４月は１年で最も窓口が混雑する。リスク低減の安全策だ」と強調。「対応が窓口でばらつくと混乱を招くかもしれない。（着用の）基本線が示されていることは望ましい」と話す。

窓口や医療機関、高齢者施設以外での場所では、「個人の判断に委ねる」（馳浩石川県知事）自治体が多い中、慎重姿勢を貫く地域もある。島根県は１３日以降も知事部局の職員に着用を求める。丸山達也知事は来庁者の感染リスク低減と職場の感染拡大防止のためとし、「自然な判断だ」。部署内で感染が広がった経験のある県職員は「業務が停滞しないためにも着用は引き続き必要」と警戒を緩めない。

東京都世田谷区も従来通り職員のマスク着用を推奨する。新型コロナの感染症法上の位置付けが「２類相当」から「５類」に引き下げられるのが５月８日であることから、担当者は「そこが本来のマスク緩和時期ではないか」と指摘する。

◇国内主要企業、入社式「マスク着用」３割　集団感染を警戒

＜時事ドットコム　2023年3月11日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2023031100150&g=eco

国内主要企業を対象に時事通信社が実施した調査で、３割の企業が今春の入社式をマスク着用で実施する方針だと１１日、分かった。政府は１３日から屋内での着用を原則個人の判断に委ねるが、企業は新型コロナウイルスの集団感染を警戒し、慎重に対応している様子がうかがえる。

調査は機械、化学、食品、小売り、不動産、運輸、金融、通信、広告など計１００社に記名式のアンケートを送付して実施。１０日までに９１社から回答を得た。

「入社式で新入社員ら出席者はマスクを着用するか」との設問に、２９社が「着用する」と回答した。「オンライン開催だった２０２０～２２年度入社も含め１０００人規模で実施するため」（資生堂）など、集団感染の恐れを指摘した企業が多かった。「入社式後も集合研修が続くため」（キリンホールディングス）と、研修への影響を懸念する企業も複数あった。

「個人の判断に任せる」とした企業は２３社。「政府見解や世の中の状況に合わせ対応する」（日本マクドナルド）、「個人の判断を尊重する」（サイバーエージェント）などを理由に挙げた。

東京電力ホールディングスなど３社はオンラインで開催。回答時点で「着用しない」とした清水建設は「密が生じない形式」で実施するという。３４社は「検討中」（ＪＲ西日本）などとして、具体的な回答はなかった。着

用すると回答した企業の中にも「変更の可能性あり」（ＳＭＢＣ日興証券）とした例も多い。感染予防と経済活動の正常化の間で、企業は難しい判断を迫られている。

◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 19 号）

［官報］ 令和５年３月８日　特別号外　第 17 号　1～6 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230308/20230308t00017/20230308t000170001f.html

〇厚生労働省令第 19 号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和５年３月８日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令

第一条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和四年厚生労働省令第百六十五号）附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号。以下「旧予防接種実施規則」という。）の一部を次の表のように改正する。

改　正　後	改　正　前
附　則 （新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種） **第七条**　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種（次項、次条及び附則第十条において「初回接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一　（略） 二　一・三ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）（令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファムトジナメランを含まないものに限る。）を十八日以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・二ミリリットルとする方法 三・四　（略） ２　（略） （新型コロナウイルス感染症の予防接種の第一期追加接種） **第八条**　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第一期追加接種（次項、次条及び附則第十条におい	**附　則** （新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種） **第七条**　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種（次項、次条及び附則第十条において「初回接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一　（略） 二　一・三ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）（令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。）を十八日以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・二ミリリットルとする方法 三・四　（略） ２　（略） （新型コロナウイルス感染症の予防接種の第一期追加接種） **第八条**　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第一期追加接種（次項、次条及び附則第十条におい

て「第一期追加接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一　（略） 二　前条第一項第二号に掲げるワクチンを初回接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二ミリリットルとする方法 ２　（略） （新型コロナウイルス感染症の予防接種の令和四年秋開始接種） **第十条**　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和四年秋開始接種（次項において「令和四年秋開始接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一　（略） 二　一・三ミリリットルの生理食塩液で釈したコロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）（令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）を初回接種又は第一期追加接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二ミリリットルとする方法 三・四　（略） ２　（略）	て「第一期追加接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一　（略） 二　前条第一項第二号に掲げるワクチンを初回接種の終了後五月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二ミリリットルとする方法 ２　（略） （新型コロナウイルス感染症の予防接種の令和四年秋開始接種） **第十条**　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和四年秋開始接種（次項において「令和四年秋開始接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一　（略） 二・三　（略） ２　（略）

第二条　旧予防接種実施規則の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
附　則 （新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種） **第七条**　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種（次項及び次条において「初回接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一～四　（略） ２　前項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（次条第一項に規定する令和四年秋開始接種を除く。）を受けた後に重篤な副反応を呈した場合その他前項各号に掲げる方法以外の方法で接を行う必要がある場合には、同項各号に掲げる方法に準ずる方法であって、接種回数、接種間隔及び	**附　則** （新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種） **第七条**　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種（次項、次条及び附則第十条において「初回接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一～四　（略） ２　前項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（次条第一項に規定する第一期追加接種、附則第九条第一項に規定する第二期追加接種及び附則第十条第一項に規定する令和四年秋開始接種を除く。）を受けた後に重篤な副反応を呈した場合その他前項各号に掲げる方法以外の方法で接を行

接種量に照らして適切な方法により初回接種を行うことができる。	う必要がある場合には、同項各号に掲げる方法に準ずる方法であって、接種回数、接種間隔及び接種量に照らして適切な方法により初回接種を行うことができる。
（削る）	（新型コロナウイルス感染症の予防接種の第一期追加接種） 第八条　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第一期追加接種（次項、次条及び附則第十条において「第一期追加接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一　一・八ミリリットルの生理食塩液で希釈した前条第一項第一号に掲げるワクチンを初回接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法 二　前条第一項第二号に掲げるワクチンを初回接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二ミリリットルとする方法 ２　第一期追加接種を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る注射であって、前条第一項各号の注射に相当するものについては、当該注射を初回接種とみなす。
（削る）	（新型コロナウイルス感染症の予防接種の第二期追加接種） 第九条　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第二期追加接種（次項及び附則第十条において「第二期追加接種」という。）は、一・八ミリリットルの生理食塩液で希釈した附則第七条第一項第一号に掲げるワクチンを第一期追加接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする。 ２　第二期追加接種を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る注射であって、前条第一項各号の注射に相当するものについては、当該注射を第一期追加接種とみなす。
（新型コロナウイルス感染症の予防接種の令和四年秋開始接種） 第八条　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和四年秋開始接種（次項において「令和四年秋開始接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一　コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）（令和三年五月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性	（新型コロナウイルス感染症の予防接種の令和四年秋開始接種） 第十条　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和四年秋開始接種（次項において「令和四年秋開始接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一　コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）（令和三年五月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性

の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメランを含むもの又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。）を初回接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法	の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメランを含むもの又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。）を初回接種、第一期追加接種又は第二期追加接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法
二　一・三ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）（令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）を初回接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二ミリリットルとする方法	二　一・三ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）（令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）を初回接種又は第一期追加接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二ミリリットルとする方法
三　コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）（令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたもの（前条第一項第二号及び前号に掲げるものを除く。）であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）を初回接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法	三　コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）（令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたもの（附則第七条第一項第二号に掲げるものを除く。）であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）を初回接種、第一期追加接種又は第二期追加接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法
四　前条第一項第三号に掲げるワクチンを初回接種の終了後六月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法	四　附則第七条第一項第三号に掲げるワクチンを初回接種、第一期追加接種又は第二期追加接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後六月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法
２　令和四年秋開始接種を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る注射あって、前条第一項各号の注射に相当するものについては、当該注射を初回接種とみなす。	２　令和四年秋開始接種を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る注射であって、附則第七条第一項各号の注射に相当するものについては、当該接種を初回接種と、附則第八条第一項各号の注射に相当するものについては、当該注射を第一期追加接種と、前条第一項の注射に相当するものについては、当該注射を第二期追加接種とみなす。

第三条　旧予防接種実施規則の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
附　則 （新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種） 第七条　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種（次項、次条及び附則第九条において「初回接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一～四　（略） ２　前項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（次条第一項に規定する令和四年秋開始接種及び附則第九条第一項に規定する令和五年春開始接種を除く。）を受けた後に重篤な副反応を呈した場合その他前項各号に掲げる方法以外の方法で接種を行う必要がある場合には、同項各号に掲げる方法に準ずる方法であって、接種回数、接種間隔及び接種量に照らして適切な方法により初回接種を行うことができる。 （新型コロナウイルス感染症の予防接種の令和四年秋開始接種） 第八条　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和四年秋開始接種（次項及び次条において「令和四年秋開始接種」という。）は、一・三ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡ ワクチン（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）（令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）を初回接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二ミリリットルとする。 （削る） （削る）	附　則 （新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種） 第七条　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種（次項及び次条において「初回接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一～四　（略） ２　前項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（次条第一項に規定する令和四年秋開始接種を除く。）を受けた後に重篤な副反応を呈した場合その他前項各号に掲げる方法以外の方法で接種を行う必要がある場合には、同項各号に掲げる方法に準ずる方法であって、接種回数、接種間隔及び接種量に照らして適切な方法により初回接種を行うことができる。 （新型コロナウイルス感染症の予防接種の令和四年秋開始接種） 第八条　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和四年秋開始接種（次項及び次条において「令和四年秋開始接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一　コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）（令和三年五月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメランを含むもの又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。）を初回接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法 二　一・三ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジンＲＮ Ａワクチン（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）（令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保

（削る）	等に関する法律第十四条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）を初回接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二ミリリットルとする方法 三　コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）（令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたもの（前条第一項第二号及び前号に掲げるもの除く。）であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）を初回接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法
（削る）	四　前条第一項第三号に掲げるワクチンを初回接種の終了後六月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法
（新型コロナウイルス感染症の予防接種の令和五年春開始接種） 第九条　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和五年春開始接種（次項において「令和五年春開始接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。（新設） 一　コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）（令和三年五月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメランを含むもの又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。）を初回接種又は令和四年秋開始接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法 二　一・三ミリリットルの生理食塩液で希釈した前条第一項のワクチンを初回接種又は令和四年秋開始接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二ミリリットルとする方法	（新設）

三　コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）（令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたもの（附則第七条第一項第二号及び前条第一項に規定するものを除く。）であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）を初回接種又は令和四年秋開始接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法 四　附則第七条第一項第三号に掲げるワクチンを初回接種又は令和四年秋開始接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後六月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法 ２　令和五年春開始接種を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る注射であって、附則第七条第一項各号の注射に相当するものについては、当該注射を初回接種と、前条第一項の注射に相当するものについては、当該注射を令和四年秋開始接種とみなす。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び次条第一項の規定は令和五年四月一日から、第三条並びに次条第二項及び第三項の規定は同年五月八日から施行する。

（経過措置）

第二条　第二条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の旧予防接種実施規則（以下この項及び第三項において「第二条改正前旧予防接種実施規則」という。）附則第八条第一項に規定する第一期追加接種又は第二条改正前旧予防接種実施規則附則第九条第一項に規定する第二期追加接種を受けた者（第二条改正前旧予防接種実施規則附則第十条第一項に規定する令和四年秋開始接種を受けた者を除く。）に対して、同日以後に第二条の規定による改正後の旧予防接種実施規則（第三項において「第二条改正後旧予防接種実施規則」という。）附則第八条第一項に規定する令和四年秋開始接種を行う場合における同項の規定の適用については、同項各号中「初回接種」とあるのは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第十九号）第二条の規定による改正前の附則第八条第一項に規定する第一期追加接種又は同令第二条の規定による改正前の附則第九条第一項に規定する第二期追加接種のうち、被接種者が最後に受けたもの」とする。

２　第三条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の旧予防接種実施規則附則第八条第一項に規定する方法により行われた令和四年秋開始接種については、第三条の規定による改正後の旧予防接種実施規則（次項において「第三条改正後旧予防接種実施規則」という。）附則第八条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する方法により行われた令和四年秋開始接種とみなす。

３　第二条の規定の施行の日前に第二条改正前旧予防接種実施規則附則第八条第一項に規定する第一期追加接種又は第二条改正前旧予防接種実施規則附則第九条第一項に規定する第二期追加接種を受けた者（第二条改正前旧予防接種実施規則附則第十条第一項に規定する令和四年秋開始接種を受けた者を除く。）であって、同日以後

に第二条改正後旧予防接種実施規則附則第八条第一項に規定する令和四年秋開始接種を受けていないものに対して、第三条の規定の施行の日以後に第三条改正後旧予防接種実施規則附則第九条第一項に規定する令和五年春開始接種を行う場合における同項の規定の適用については、同項各号中「初回接種又は令和四年秋開始接種」とあるのは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第十九号）第二条の規定による改正前の附則第八条第一項に規定する第一期追加接種又は同令第二条の規定による改正前の附則第九条第一項に規定する第二期追加接種のうち、被接種者が最後に受けたもの」とする。

◇省庁発表

・新型コロナウイルスに関する受診・相談センター／診療・検査医療機関等の情報を更新しました
＜厚生労働省　2023 年 3 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E_eNO3kXMThITM2BY
・都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制等の負荷・感染の状況）についてを更新しました。
＜厚生労働省　2023 年 3 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00035.html
・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2023 年を更新しました
＜厚生労働省　2023 年 3 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00416.html

---

◇*ワクチン、検査薬、治療薬等*

・新型コロナワクチンに係る自治体向け通知・事務連絡等
＜厚生労働省　2023 年 3 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8xdt25n30diorDRhY
・オミクロン株対応２価ワクチンの追加接種後の健康状況調査に関する情報が更新されました。
＜厚生労働省　2023 年 3 月 10 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkoujoukyoutyousa_bivalent.html
・新型コロナワクチンの追加接種（４回目接種）後の健康状況調査関する情報を更新しました。
＜厚生労働省　2023 年 3 月 10 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkoujoukyoutyousa_fourth-dose.html
・新型コロナワクチンの初回接種後の健康状況調査に関する情報を更新しました。
＜厚生労働省　2023 年 3 月 10 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkoujoukyoutyousa.html
・新型コロナワクチンの副反応疑い報告に関する情報を更新しました。
＜厚生労働省　2023 年 3 月 10 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_hukuhannou-utagai-houkoku.html

---

・コロナワクチンの重症化予防効果 4 回接種で 78.2% 長崎大調査

＜NHK　2023 年 3 月 4 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230304/k10013998631000.html
新型コロナウイルスのワクチンを 4 回接種した場合、入院した人で重症化を防ぐ効果は、オミクロン株の「BA. 5」が主流となった時期で 78.2%だったことが長崎大学などの分析でわかりました。
長崎大学などのグループは、オミクロン株の「BA. 5」が広がった去年 7 月から 9 月に、9 都県の 11 医療機関で、コロナの疑いがあって入院した 16 歳以上の 789 人について、ワクチンの接種歴や検査結果、出た症状などを調べました。
先月、厚生労働省の専門家会合で示された結果によりますと、新型コロナで入院した人が重症化する割合について分析すると、ファイザーかモデルナのワクチンを 2 回接種した人では、接種していない人と比較して 16.3%、3 回接種した人で 56.9%、4 回接種した人で 78.2%、低かったということです。
また、別の分析で、入院に至った割合については、2 回接種した人で 58.2%、3 回接種した人で 72.8%、4 回接種した人で 84.8%低くなっていたということです。
今回、分析した期間に接種されていたのはほとんどが従来型のワクチンで、研究グループは、暫定的な分析結果

ではあるものの、接種回数が多いほど有効性が高まる傾向が見られたとしています。
長崎大学の前田遥特任研究員は「従来型のワクチンでも『BA. 5』に対して重症化予防などで有効だったと考えられる。2回目や3回目で接種が終わり、時間がたっている場合、若い人でも追加の接種は推奨できる」としています。
********** 以上 **********